

(前文)

白川村第6次総合計画では、「日本一美しい村 白川郷」を基本目標に定めている。ここで言う「美しい村」とは、見た目が美しいだけではない。わたしたちが厳しい自然の中で、あたたかい心をもって互いを思いやりながら生活すること。そして、それに触れただれもが、憧れを抱き、忘れていた優しい気持ちを思い出せること。そんな「心のふるさと」を遺している村のことだと考える。「心のふるさと」に生きる子どもたちは、村（村民）にとってどの子もかけがえのない存在であり、次の時代を担うべく「大切な宝」である。子どもたちだれもが、夢と誇りをもって健やかに成長することは、村民の願いであり、村民も子どもたちとともに成長していきたいと考えている。

昨今、大きな社会問題となっている「いじめ」やそれが原因で起こる「重大事態」は、全国どの学校にも起こる可能性がある。「いじめ」は、「重大事態」に至る事案はもちろん、それに至らずとも、子ども本人そして関わりのある全ての人々を深く、永く傷つける。このような人々の生き方に深刻な影響を与えるいじめを未然に防ぎ、子どもたちが温かい人間関係の中で、心身共に健全な成長を育むことができるよう働きかけることは、全村民の責務である。多感な子どもたちの人間関係において、いじめは、いつでも、どこでも、だれにでも起こり得る（被害者にも加害者にもなる。）という共通認識にたち、学校・保育園だけでなく、家庭や地域、社会全体で、「どの子にも」、「はじめに子どもありき」の理念のもと、子どもたちに寄り添い、思いやりの心で励まし、「ひとりだち」に向けて支援していく必要がある。

白川郷学園白川中学校では、生徒会が主体となって作成した「ひびきあい宣言」によって、仲間とのつながりを大切にしたられもが楽しい学校づくりを進めている。「思いやり」、「歩み寄り」、「傷つける言動をしない・させない・見逃さない」をキーワードとして各教室に掲げている。この取組は、児童・生徒会活動を通して小学校へ、学園全体へ波及させていく予定である。こうして、仲間を大切にする、いじめのない学園づくりに児童・生徒が主体的に取り組んでいる。

村では、平成23年度より本格的に村立学校（白川郷学園白川小学校・白川中学

校)と村立保育園が連携した「保小中一貫教育」を推進している。そして、平成29年度より白川郷学園白川小学校・白川中学校は、「義務教育学校」である白川村立白川郷学園としてスタートする。引き続き村立保育園と連携する中で、年少から中3まで12か年の園児・児童・生徒、更に、村の高校生の健やかな成長のために、ここに、いじめの防止についての基本理念を明らかにし、いじめの防止のための対策を具体化するとともに、いじめを深刻化させない施策を村全体で推進するために、この条例を制定するものとする。

(目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第12条の規定に基づき、村における児童等に対するいじめの防止に係る基本理念及び村、村立学校・保育園、保護者、村民等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的、かつ、効果的に推進し、児童等が安心して生活し、学ぶことができる環境づくりを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる養護の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童等が、一定の人間関係のある者から受けた心理的又は物理的な行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)により、心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 村立学校・保育園 村立学校(村立白川郷学園をいう。以下同じ。)及び村立保育園(白川保育園及び平瀬保育園をいう。以下同じ。)をいう。
- (3) 児童等 園児、小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者をいう。
- (4) 被害児童等 いじめを受けた児童等をいう。
- (5) 加害児童等 いじめを行った児童等をいう。
- (6) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の児童等を現に監護する者をいう。

(7) 各種団体 村内の子ども会、公民館運営委員会、ジュニアスポーツクラブ等の地域で児童等が活動している団体をいう。

(8) 関係機関等 子ども相談センター、警察、民生委員、青少年育成推進委員その他いじめの問題の対応に係る機関、団体等をいう。

(9) 重大事態 法第28条第1項に規定する重大事態をいう。

(いじめの防止に係る基本理念)

第3条 いじめはどの児童等にも起こり得る問題であることを踏まえ、村、村立学校・保育園、保護者、村民、各種団体等は、児童等が安心して生活し、学ぶことができる環境を実現するため、それぞれの責務を自覚し、主体的、かつ、相互に連携して、いじめの防止に取り組まなければならない。

2 児童等は、村の学校教育目標「心豊かで、たくましく、ひとりだちする子」に基づき、自分を大切に思い（自立）、互いに思いやり、共に支え合い（共生）、感謝の心で人の役に立つ（貢献）生活を通して、いじめのない豊かな人間関係を築くよう努める。

(いじめの早期発見に係る基本理念)

第4条 いじめの早期発見のため、全ての村民は、児童等のささいな変化に関心を持ち、村立学校・保育園、地域及び家庭と連携して、積極的にいじめを認知しなければならない。

(いじめへの対処に係る基本理念)

第5条 いじめの対処に当たっては、村教育委員会及び村立学校・保育園は、被害児童等の立場に寄り添い、その安全を確保するとともに、加害児童等に対し事情を確認し、適切に指導しなければならない。

(村の責務)

第6条 村は、前3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、いじめの防止、早期発見及び解決を図るために必要な施策を策定し、推進するとともに、村立学校・保育園におけるいじめの防止等のため、必要な措置を講ずるものとする。

(村立学校・保育園並びに村立学校・保育園の教職員及び保育士の責務)

第7条 村立学校・保育園並びに村立学校・保育園の教職員及び保育士は、基本理念に基づき、いじめはいかなる場合においても絶対に許されない行為であるという姿勢を明確にするものとする。

2 村立学校・保育園並びに村立学校・保育園の教職員及び保育士は、いじめの未然防止、いじめの早期発見に取り組み、更に、いじめを認知したときは、関係機関等と連携を図り、その解決に向け、速やかに対策を講じ、継続した見守りに努めるものとする。

3 村立学校は、法第13条に規定する当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（以下「学校基本方針」という。）を策定しなければならない。

4 村立保育園は、園児の状況及び発達段階を考慮した、村立学校の学校基本方針と関連性のある保育園基本方針（以下「園基本方針」という。）を策定しなければならない。

5 村立学校は、法第22条の規定により、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、村立学校に、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く。

6 村立保育園は、村立学校と同様の組織を置く。

7 村立学校は、学校基本方針を策定したときは、これを村教育委員会に報告するとともに、懇談会等で保護者への説明を行い、ホームページ等で公表しなければならない。

8 村立保育園は、園基本方針を策定したときは、これを村教育委員会に報告するとともに、父母の会等で保護者への説明を行い、園だより等で公表しなければならない。

(保護者の責務)

第8条 保護者は、児童等との対話（受容及び傾聴をいう。）を大切にするとともに、いじめを正しく理解し、児童等に対し、いじめはいかなる場合においても絶対に許されない行為であることを教えるよう努めるものとする。

2 保護者は、村及び児童等が在籍する村立学校・保育園が講ずるいじめの対策等に協力するとともに児童等の様子及び行動の変化に配意し、いじめの早期発見に努めるものとする。

3 保護者は、いじめが発覚したときは、関係する村立学校・保育園、各種団体等と協力し、相互に連携して解決するよう努めるものとする。

(村民、各種団体等の責務)

第9条 村民、各種団体等は、地域において児童等に対する見守り、声かけ等を行い、児童等が安心して過ごすことができる環境をつくるよう努めるものとする。

2 村民、各種団体等は、いじめを発見したときは、速やかに解決を図るよう努めるとともに、速やかに村、村立学校・保育園及び関係機関等に情報提供するものとする。

(啓発及び教育)

第10条 村は、いじめを正しく理解してもらうため、村民、各種団体等に対して、いじめに関する必要な啓発及び教育を行うものとする。

2 村立学校・保育園は、いじめをなくすために児童等が主体的な行動をとることができるように、児童等の発達段階に合わせ、創意工夫のある教育活動を推進するものとする。

(支援)

第11条 村は、児童等、保護者及び学校・保育園が行ういじめの防止、早期発見及び解決に向けた取組、解決後の見守り等を支援するために必要な施策を講ずるとともに体制を整えるものとする。

2 村立学校・保育園は、児童等がより良い人間関係を構築することができるよう、それを支援するために必要な取組を行うものとする。

(通報、相談等)

第12条 村は、いじめを早期発見し、対応し、及び対処するために、児童等、保護者及び村民からの通報又は相談に応じる体制を整えるものとする。

2 村立学校・保育園は、いじめを早期発見し、対応し、及び対処するために、日頃の児童等の状況(言動)を的確に把握するとともに、児童等が安心して相談することができる関係づくりや取組を行うものとする。

- 3 児童等は、いじめを受けたとき（いじめを受けたと感じる場合を含む。）は、1人で悩まず家族、教職員、保育士、友だち、地域の大人、各種団体又は関係機関等に相談することができる。
- 4 児童等は、いじめを発見したとき（いじめ等の疑いを認めた場合を含む。）及び友だちからいじめの相談を受けたときは、家族、村立学校・保育園、地域の大人、各種団体又は関係機関等に相談することができる。
- 5 相談を受けた者は、関係者それぞれの状況に配慮しながら、相談者の思いに寄り添い、受容及び傾聴の手法で相談を進めていくものとする。この場合において、いじめは、そこに関わる人間にとって重大な個人情報であるため、いかなる状況でも個人情報の保護及び取扱いに万全を期すものとする。

（白川村教育委員会いじめ防止等専門委員会の設置）

第13条 法第14条の規定により、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、児童等への支援を行うとともに、専門家による客観的な立場からの支援、調査等を行うため、白川村教育委員会いじめ防止等専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

（専門委員会の所掌事務等）

- 第14条 専門委員会は、いじめ等に関する村長の諮問に応じるほか、村が必要と認めるとき及び重大事態が起きたときは、専門委員会を開催し、その解決を図るための支援、調査、審査、審議又は関係者との調整を行う。
- 2 専門委員会は、村に対して支援、調査、審査、審議又は関係者との調整の結果を通知し、必要な是正又はその後の支援の在り方について助言する。
  - 3 専門委員会は、第1項に規定する事項を行うために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。
  - 4 専門委員会は、第1項に規定する場合のほか、関係者からの要請で必要があると認められるときは、専門委員会の委員（以下「委員」という。）を派遣し、相談等に応じることができる。
  - 5 専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(是正要請及び支援措置)

第15条 村は、必要に応じて、専門委員会の調査、調整等の結果を受け、関係者に対して是正要請又は支援措置を行う。

2 前項の是正要請又は支援措置を受けた者は、これを尊重し、必要な措置を取るよう努めるとともに、当該是正要請又は支援措置に係る対応状況を村に報告するものとする。

3 村は、第1項の是正要請又は支援措置を行ったときは、その後の経過の確認を行い、その結果を専門委員会に報告する。

(専門委員会への協力)

第16条 村立学校・保育園、保護者、村民、各種団体及び関係機関等は、専門委員会の活動に協力するものとする。

(村外の学校への協力要請)

第17条 専門委員会は、村外の学校の設置者及びその学校に対して、第7条、第10条第2項、第11条第2項、第12条第2項及び前条の村立学校・保育園に係る規定について実施するよう協力を求めることができる。

(活動状況等の報告及び公表)

第18条 専門委員会は、毎年の活動状況等を村に報告する。

2 村長は、前項の規定による報告の内容を村民に公表する。

3 村長は、必要と認めるときは、是正要請、支援措置及びその対応状況の内容を公表することができる。

(個人情報に対する取扱い)

第19条 村は、この条例の施行に当たって知り得た個人情報の保護及び取扱いに万全を期すものとし、当該個人情報をいじめの防止に関する業務以外に用いてはならない。

2 委員は、正当な理由なく、業務上知り得た機密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 いじめに関する相談等に関係した者は、正当な理由なく、その際知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。

(村長及び村教育委員会の連携)

第20条 村長及び村教育委員会は、いじめの防止等のための対策を連携して推進するため、いじめに関する情報を共有し、積極的に連絡調整を行うものとする。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。